

第27回高岡市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月5日(水) 午後1時30分から2時00分
- 2 開催場所 高岡市役所802会議室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席委員数(16人)

1番	山田 正	2番	尾守 哲
3番	大巻 憲五	4番	石王 純子
5番	藤森 章一	7番	尾崎 輝雄
8番	竹内 正一	9番	松之木 義博
10番	青木 紘	12番	飯沼 清文
13番	武部 剛	14番	宮崎 三郎
15番	市野 良治	16番	山本 信治
18番	矢後 暁二	19番	岡島 秋美
- 5 欠席委員 6番 村上 祐 11番 北川 浩一 17番 吉田 彰
- 6 議事日程
 - 議案第32号 農地の権利移動について〔農地法第3条許可申請〕
 - 議案第33号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第5条許可申請〕
 - 議案第34号 農地転用許可に関する事業計画変更について
 - 議案第35号 高岡市農用地利用集積計画(R5.7.7中間管理事業に係る公告分)について〔農業経営基盤強化促進法第18条〕
 - 議案第36号 特定農地貸付に関する承認について
 - 報告第19号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について〔農地法第5条届出〕
 - 報告第20号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第18条通知〕
- 7 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 堺 啓央
 - 事務局次長 石黒 伸英
 - 主事 森田 紀子

議

事

議長 これより、第 27 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。
総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 16 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、2 番 尾守委員、8 番 竹内委員を指名します。

議長 それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 32 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 32 号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で 2 件、面積にして 2,136 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

以上 2 件につきましては、地区担当委員の方に通知いたしております。また、許可要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第 33 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 33 号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。
今回は申請件数で 6 件、面積にして 2,589.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 4～5 は砂利採取のための一時転用で、同一案件です。
(議案第 34 号 事業計画変更とも同一案件であり、面積の新規追加分。)

以上 6 件は地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。
よろしくご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、これらの案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議長

次に、議案第 34 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 34 号 農地転用許可に関する事業計画変更についてご説明いたします。

今回は申請件数で 1 件、面積にして 4,424 m²となっております。議案第 33 号の番号 4～5 に関連する案件です。申請内容については、次ページをご覧ください。

現在、是戸地区で、申請業者が砂利採取のため、戸出行兼の田 17 筆 35,660 m²について、一時転用の許可を受けております。今回、同じく戸出行兼の田 6 筆 7,925 m²について、砂利採取のため一時転用の許可を受けている業者へ一部事業承継するため、事業者の変更及び面積の追加を行うものです。追加面積は、事業承継分 3,281 m²、新規申請分 1,143 m²です。なお、事業実施期間は、令和 6 年 8 月 31 日までです。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、これらの案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長

次に、議案第 35 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 35 号 高岡市農用地利用集積計画 (R5.7.7 中間管理事業に係る公告分) について説明いたします。

今回の申し出は、18 件です。
期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。
個別の申し出内容については、12 ページ以降に記載しております。

番号 1 は今回が初めての権利設定となります。
今回の受人さんは、令和 4 年 6 月に青年等就農計画認定も受けており、露地野菜に取り組む計画となっております。
地区担当委員からは、今回の利用権設定について異議はないとのご意見をいただいております。

以上、今回の中間管理事業 18 件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご質疑ありませんか。
(なし)

ないようですので、この案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第 36 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 36 号 特定農地貸付けに関する承認についてご説明します。

申請のあった特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による特定農地貸付けについて承認を求めるものであります。平成 20 年 7 月に新規で申請があったもので、その後 3 年間の貸付期間満了に伴い、3 年毎に更新のため申請があり承認しており、今回も貸付期間が満了することに伴い更新のため承認を求めるものです。

特定農地貸付規程並びに特定農地貸付の用に供する農地の位置及び附近の状況を表示する図面は、別紙のとおりです。

以上、今回の特定農地の貸付けにつきましては、対象農地が適切な位置にあり妥当な規模を超えないなど、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の各要件を満たしていると考えますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件については、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、報告第 19 号から第 20 号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局 報告第 19 号は、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであり

ます。

今回は申請件数で10件、面積にして6332.08㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第20号は、農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で10件、面積にして6,332.08㎡となっております。申請内容については、次ページ以降に記載のとおりです。

以上で報告の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。

本日の議案審議は終了いたしました。

以上をもちまして、第27回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和5年7月5日

議事録署名

議事録署名